

健康保険に基づく訪問看護料金表

☆ 基本利用料（基本療養費＋管理療養費＋加算分）×負担割合＋交通費
健康保険証の記載に基づき、1～3割相当分の自己負担となります。

5,550円(週3日目まで) (週4日目以降：6,550円/リハビリの場合5,550円)

保険の種類	保険給付対象分の利用者負担金額	
前期高齢者医療 (70～74歳)	・2割 (現役並み所得 3割)	
後期高齢医療 (75歳以上) <small>(一定の障がいのある65歳～74歳)</small>	・一般の方	1割
	・一定以上の所得の方 (R4.10月～新設)	2割
	・現役並み所得の方	3割
社会保険	・3割 (未就学児 2割)	
国民健康保険	・3割 (未就学児 2割)	

	1日目	2日目以降
	基本療養費 管理療養費	5,550円 7,670円
1割	1,320円	860円
2割	2,640円	1,710円
3割	3,970円	2,570円
☆公費負担		基本利用料
生保		自己負担なし
重心・ひとり親医療	月額上限額 3,000円	自己負担
指定難病	上限額による	自己負担

☆各種加算

サービス内容	診療報酬額	詳細	該当
情報提供療養費 1 (月に1回)	1,500円	訪問看護の状況を市町村に報告するための文書を作成します。	
情報提供療養費 2 (月に1回)	1,500円	訪問看護の状況を小学校・中学校などに報告するための文書を作成します。	
情報提供療養費 3 (月に1回)	1,500円	訪問看護の状況を保険医療機関等に報告するための文書を作成します。	
24時間対応体制加算 (月1回)	6,800円	病状の変化時に休日や夜間でも電話で相談でき、必要時は訪問看護を行います。 実際に訪問看護を行った場合は、別途訪問料金がかかります。	
夜間・早朝加算 (訪問1回につき)	2,100円	18時～22時または6時～8時	
深夜加算 (訪問1回につき)	4,200円	22時～6時	
特別管理加算 (月1回) 高	5,000円	在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態の方、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態の方	
特別管理加算 (月1回) 低	2,500円	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態の方 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態の方、真皮を超える褥瘡の状態の方、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方	
退院時共同指導加算	8,000円	病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院、退所にあたって、医師・訪問看護ステーションの看護師等が共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合	
特別管理指導加算	2,000円	難病等、特別な管理が必要な方	

退院支援指導加算	6,000円	長時間(90分を超える)の訪問を要する場合8,400円(複数回の訪問で合計90分を超える場合も含む)
緊急訪問看護加算	2,650円	利用者の希望で診療所・在宅支援病院の指示により緊急の訪問を行った場合 月15日以降 2,000円/日
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円	主治医の求めで利用者宅でカンファレンスを行った場合(月2回まで)
複数名訪問看護加算	看護師	一人での看護が困難であり、利用者様、ご家族の同意を得た以下の場合 1回につき ① 末期の悪性腫瘍、 神経難病等の方 ② 特別管理加算対象の方 ③ 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている方 ④ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる方等
	准看護師	
	その他職員	
長時間訪問看護加算	5,200円	特別な管理が必要な状態など1時間半を超える訪問看護が必要な方 週1回まで (週1回を超える場合は 自費(超過料金)となります。)
乳幼児加算	1,300円	6歳未満の乳幼児に訪問看護を行った場合(1日につき) 厚生労働大臣が定める者に該当1,800円/日
看護・介護職員連携強化加算	2,500円	介護職員と連携して吸引等の特定行為業務を行う場合(月1回)
専門の研修を受けた看護師と同行	12,850円	管理困難な褥瘡、人工肛門、人工膀胱ケアや緩和ケアが必要な方など
複数回訪問看護加算		難病等厚生労働大臣が認める状態の方のみ 2回目4,500円 3回以上8,000円
訪問看護医療DX活用加算	50円	月1回のみ
外泊中の訪問看護	8,500円	1回につき
訪問看護ターミナル療養費 1	25,000円	亡くなる前14日以内に2回以上のターミナルケアを行った場合
訪問看護ターミナル療養費 2	10,000円	施設等で見取り介護加算を算定している方にターミナルケアを行った場合

☆自費

休日料金	1,100円/時間	営業日以外に訪問した場合
超過料金	1,100円/30分	長時間訪問看護の対象にはならない方で1時間半を超えた訪問看護を行った場合
ターミナルケア	10,000円	旅立ちのお手伝い

☆交通費(事業所からの片道距離)

事務所からの片道距離	
2km未満	100円
2~6km	200円
6~9km	300円
9km以上	500円

※駐車場ありの場合は半額

キャンセル料について

ご利用予定の当日、訪問予定の時間までに事前のご連絡がなく、看護師等がご自宅に伺った時に、利用者さまのご都合でキャンセルになった場合、キャンセル料として1,500円をいただきます。必ずご連絡ください。